

第278回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和3年3月15日(月)

於 : 県北振興局 天満庁舎

第278回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

- 1、 開催日時 令和3年3月15日(月) 14時00分～16時50分
- 2、 通知年月日 令和3年3月4日
- 3、 公示年月日 令和3年3月4日
- 4、 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
- 5、 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 2-A 会議室 佐世保市天満町1番27号
- 6、 出席委員 宇久小値賀漁業協同組合、安永光幸、川渕芳一、谷川民男、浦田和男、山中兵恵、西 寛、志水正司、高平真二、大久保照享、後藤正喜、田添 伸、豊増見喜雄
- 7、 欠席委員 眞鍋陽晃、松本正治
- 8、 出席者 委員会事務局 重井局長、松本次長、細見課長補佐、木村書記
上利係長(壱岐駐在)
漁業振興課 尾田総括課長補佐、馬場課長補佐、市山係長
壱岐振興局 太田課長
- 9、 議 案
 - ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)
 - ・第4号議案 長崎県資源管理指針の変更について
 - ・第5号議案 もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - ・第6号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会規程の一部改正について
 - ・第7号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

について

・第8号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示の一部改正について

・その他

10、議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

只今より、第278回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、本日の出席者数についてご報告いたします。本日は、眞鍋委員と松本委員が欠席ですが、13名の委員が出席されていますので、当委員会は成立いたします。

それでは、初めに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

本日は議案説明のため、漁業振興課から尾田総括課長補佐、馬場課長補佐、市山係長が出席しております。また、壱岐振興局から太田課長が出席しています。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「浦田委員」と「大久保委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)

・第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める

「くろまぐろ」の策定について(協議)

- ・第4号議案 長崎県資源管理指針の変更について
- ・第5号議案 もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
- ・第6号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会規程の一部改正について
- ・第7号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について
- ・第8号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示の一部改正について
- ・その他 となっております。

会長

それでは、審議に入ります。

第1号議案から第3号議案については、関連がありますので、一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、長崎県知事から諮問文及び協議文が来ておりますので、朗読いたします。

(諮問文及び協議文朗読、漁業振興課説明)

第1号議案

- ・ 長崎県資源管理方針(別紙1-3)まあじ 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準の追加にかかる説明
- ・ 長崎県資源管理方針(別紙1-6)するめいかの追加にかかる説明

第2号議案

- ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日の本県に定められた漁獲可能量にかかる説明

【くろまぐろ(小型魚)】 657. 100トン

【くろまぐろ(大型魚)】 158. 300トン

【するめいか】 現行水準

- ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日の知事管理区分別漁獲可能量に

かかる説明

【くろまぐろ(小型魚)】

長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 37.233トン

長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業 606.827トン

【くろまぐろ(大型魚)】

長崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 47.450トン

長崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 108.340トン

【するめいか】長崎県するめいか漁業 現行水準

第3号議案

- ・ 知事管理漁獲可能量に関する事項にかかる説明

【くろまぐろ(小型魚)】 657.1トン うち、13.04トン県留保

【くろまぐろ(大型魚)】 158.3トン うち、2.51トン県留保

- ・ 海区別又は採捕の種類別の割当量にかかる説明

【くろまぐろ(小型魚)】

県南海区 漁船漁業 2.342トン、定置漁業 0.100トン

県北海区 漁船漁業 30.360トン、定置漁業 5.286トン

五島海区 漁船漁業 108.688トン、定置漁業 15.562トン

壱岐海区 漁船漁業 137.214トン、定置漁業 4.349トン

対馬海区 漁船漁業 328.223トン、定置漁業 11.936トン

【くろまぐろ(大型魚)】

県南海区 漁船漁業 0.300トン、定置漁業 0.780トン

県北海区 漁船漁業 0.300トン、定置漁業 9.820トン

五島海区 漁船漁業 0.300トン、定置漁業 18.290トン

壱岐海区 漁船漁業 102.510トン、定置漁業 6.610トン

対馬海区 漁船漁業 4.930トン、定置漁業 11.950トン

- ・ 第3の9 割当量の融通等の調整の追加にかかる説明

会長 只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 ご質問等もないようですので、第1号議案から1件ずつ採決いたします。
初めに、第1号議案について、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、第2号議案について、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、第3号議案について、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について」は、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理指針の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、長崎県知事から協議文が来ておりますので、朗読いたします。

(協議文朗読、漁業振興課説明)

- ・ 資源水準及び動向に変更のあった魚種について説明

トビウオ類	ホソトビウオ	動向	減少→横ばい
	ツクシトビウオ	動向	横ばい→減少
マダイ		動向	増加→横ばい
ガザミ類	ガザミ	動向	減少→横ばい
その他イカ類	ケンサキイカ	動向	横ばい→減少
	ヤリイカ	水準	中位→低位
		動向	増加→横ばい
サザエ		漁獲量状況	増加→減少
		目標	維持→回復

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

西委員

現在、TAC 魚種は全8種ですが、ただいま説明があった 23 魚種も、資源管理方針に完全移行する令和5年までに TAC 対象種になることが決定しているのですか。

漁業振興課
(市山係長)

資源管理方針については、TAC 種を先行して整理が進んでいます。これら 23 種は長崎県に関係している魚種で資源管理計画として策定しており、全てが TAC 種になるというわけではなく、TAC 種以外の魚種についても、資源管理方針として体系づけて整理しようとするものです。

ただし、改正漁業法の新たな整理の中で、漁獲上位で県北海区に関係ある魚種としてカタクチイワシ、マダイ、ブリ、トラフグ等は TAC に拡充していこうという考えが水産庁からは示されています。これらの魚種についても長崎県として直ちに TAC 種として了解できるものではありませんし、コロナ禍の関係もあって未だ実現しておりませんが、水産庁も漁業者初め関係者に説明する機会を持ちたいと言っております。県としては漁業者方皆様に理解なくしては進められない事項と考えています。

西委員

漁業者に説明し理解を得てからという話ですが、クロマグロが TAC 制に移行した時には漁業者にどこまで聞いたのですか。ブリ、トラフグ等を TAC にして果たしてどのようになるのか。漁業者の立場をよく考えて国も県も検討していただきたい。日本がここまで復興できたのは一次産業の力があつたからで、一次産業を切り捨てようという考えはいかなものか。これからの漁業を担う若い世代のことをしっかり考えて欲しい。後継者に豊かな海を残したい。TAC 制に移行することで、漁業者にどのようなメリットがあるのか、行政にはもっとしっかり調査していただきたい。現場の声をもっと聞いていただきたい。

豊増委員

TAC 制限により漁業が苦しい中、根付資源の利用により何度か踏ん張ってきた実態がありますので、藻場回復には積極的に力を入れて欲しい。規制というのは時代の流れの中仕方のないことではありますが、どこに収入を求めていいのか見えない中では実施も困難となる。藻場回復に力を注いでいただきたい。

漁業振興課
(馬場補佐) いただいた意見は担当課にも伝えて、県としても藻場回復の取組も進めていきたい。

会長 他にご質問等もないようですので、第4号議案について、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理指針の変更について」は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。

会長 続きまして、第5号議案「もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 初めに、長崎県知事から諮問文が来ておりますので、朗読いたします。
(諮問文朗読、事務局説明)

〔 ・ もじゃこ漁業の新規許可にかかる制限措置等の公示内容にかかる説明 〕

会長 只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 ご質問等もないようですので、第5号議案について、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第5号議案「もじゃこ漁業許可に係る制限措置等の公示について」は、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第6号議案と第7号議案は、関連がありますので、一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

第6号議案

- ・ 委員会規程の一部改正について説明

【追加規定】 県ホームページで議事録の公表

長崎県連合海区委員の任期

【削除規定】 議事録縦覧の方法

第7号議案

- ・ 意見の聴取に関する手続規程の一部改正について説明

【削除規定】 文書等の閲覧の手続

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、1件ずつ採決いたします。

初めに、第6号議案について、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第6号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することに決定いたしました。なお、施行日は令和2年12月1日といたします。

会長

続きまして、第7号議案について、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第7号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」は、原案どおり一部改正することに決定いたしました。なお、施行日は令和2年12月1日といたします。

会長

続きまして、第8号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会指示の一部改正について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

〔 ・ 長崎県漁業調整規則の改正に伴う条ずれ対応 〕

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長 ご質問等もないようですので、第8号議案について、原案どおり一部改正することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第8号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会指示の一部改正について」は、原案どおり一部改正することに決定いたしました。

会長 続きます、その他の件ですが、何かご意見等はございませんか。

会長 ご意見等なければ、私からよろしいでしょうか。西委員から緊急動議が出ておりますので、事務局から報告していただきますようお願いいたします。

事務局 本件につきましては、まず、長崎県北部海区漁業調整委員会規程の第5条をご覧ください。「委員会は、必要と認めるときは、通知され、公示された会議に附議すべき案件以外の案件を議案として会議に附議することができる」とあります。まずは、委員会として附議するかどうかを諮っていただきますようお願いいたします。

会長 ただ今の案件を議案としてよろしいか。

各委員 異議なし。

会長 西委員からの緊急動議の案件については、委員会を一旦休会して、協議会開催の上、皆様からのご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、委員会を休会します。

<協 議 会>

会長

それでは委員会を再開します。

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第278回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

委員の皆さんには、任期期間中、慎重なる審議にご協力いただきありがとうございます。
した。

<閉 会>

閉 会 16:50

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印